様式第１号

堺市ひとり親家庭学び直し支援事業受講対象講座指定申請書

年　　月　　日

堺　市　長　　殿

申請者氏名（自署）

堺市ひとり親家庭学び直し支援事業の対象講座としての指定を受けたいので、堺市ひとり親家庭学び直し支援事業実施要綱第２の１(6)アの規定により、次のとおり申請します。

なお、市が対象講座の指定のため、世帯情報及び児童扶養手当受給情報を閲覧し、又は収集すること並びに市町村民税の課税状況に関する調査又は確認を行うことを承諾します。

また、堺市暴力団排除条例（平成２４年条例第３５号）に基づき、審査内容の確認のため必要に応じて関係機関に住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することに同意します。

<table>
<tr><td>１申請者氏名</td><td colspan="3">ﾌﾘｶﾞﾅ</td><td>生年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日生
（　　歳）</td></tr>
<tr><td>２申請者住所</td><td colspan="3">（郵便番号　　－　　）</td><td colspan="3">電話番号　（　　）　－
携帯電話番号（　　）　－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">３受講者</td><td>氏名</td><td></td><td>生年月日</td><td colspan="2">年　月　日（　歳）</td><td>続柄</td><td></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>４受講施設の名称</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>５講座の名称</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>６受講科目</td><td colspan="7">1　2　3　4
5　6　7　8</td></tr>
<tr><td>７試験を免除できる科目</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>８受講期間</td><td colspan="7">年　月　日　から　　年　月　日まで
（受講開始日）</td></tr>
<tr><td>９所要費用（予定）</td><td colspan="7">入学料　　円、受講料　　円　　合計額　　円</td></tr>
<tr><td>１０過去の受給の有無</td><td colspan="5">受講者は、過去に堺市ひとり親家庭学び直し支援事業のうち高等学校卒業程度認定試験合格支援（堺市以外の市区町村等が支給する同事業に相当する制度を含む。）を活用したことが</td><td colspan="2">ある・ない</td></tr>
<tr><td>１１申請者が児童の場合（申請者の法定代理人が記入）</td><td colspan="7">上記の内容について、確認しました。
年　月　日
（申請者の法定代理人氏名）（自署）　　本人との続柄（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="8">（備考）</td></tr>
</table>

※記入に係る注意事項について裏面に記載しておりますので、確認しながら記入をしてください。

申請に当たっては、次の内容を御確認の上、申請者が自署してください。申請者本人が自署しない場合、記名押印をしてください。

堺市ひとり親家庭学び直し支援事業実施要綱に基づき、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるときは、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給を受けることができず、これらの給付金の返還を求められても異議のないことを誓約します。

年　　月　　日

申請者氏名（自署）

（裏面）

注意

1　申請者氏名（自署）欄において、申請者が自署しない場合は、記名押印をしてください。

2　申請者の法定代理人氏名（自署）欄において、申請者の法定代理人が自署しない場合は、記名押印をしてください。

3　支給の対象となるのは、指定対象講座について支払う入学料及び受講料（希望により行われる講座、希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。）です。

4　支給額は、次のとおりです。

(1) 受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の３割相当額（７万５千円を限度）です。

(2) 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の６割相当額（受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた金額）（受講開始時給付金と併せて１５万円を限度）です。

(3) 合格時給付金の支給の対象となるのは入学料及び受講料の合計額の４割相当額（受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて２５万円を限度）です。

5　指定申請書に記載された受講開始日及び所要費用（予定）については、受講施設に確認をした内容で通知します。

6　免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。

7　所要費用については、標準的な金額であり、受講開始後または受講修了後に教育訓練施設から証明された金額に基づき支給額を算定します。

8　受講対象講座の指定後、指定講座の受講を取り止めた場合又は受講の中途で取り止めた場合は、市長にその旨を報告してください。

9　本事業の給付金の支給を受ける際には、改めて「堺市ひとり親家庭学び直し支援事業給付金支給申請書」に添付書類を付けて支給申請手続を行うことが必要です。